

到津の森公園南側エントランスへの民間活力導入に関するマーケットサウンディング調査に関する質問・回答書

更新日：令和元年10月8日

No.	確認項目	質問	回答
1	屋外広告物について	<p>メインエントランス部分の魅力向上の為の、広告物に対してスポットライト、ネオン等の照明の使用は可能か。</p> <p>また、使用可能な場合、使用時間の制限はあるか。</p>	<p>事業対象地においては、広告物にスポットライト、ネオン等の照明は使用可能で、使用時間の制限については特にありません。</p> <p>屋外広告物については北九州市屋外広告物条例において、都市公園は原則、禁止地域と設定されていますが、広告物によっては、一部規制の適用が除外されることもあります。以下のHPアドレスに、本市の屋外広告物の手引き（令和元年8月）を掲載しておりますので、参照されてください。 https://www.city.kitakyushu.lg.jp/business/menu03_0123.html</p> <p>なお、動物公園の園名板については、禁止地域においても表示をすることが可能です。</p>
2	既存レストランについて	<p>ホームページに既存のレストランは休止中とあるが、再開時期の予定はあるか。</p>	<p>令和元年8月31日よりリニューアルオープンしております。</p>
3	平面図データについて	<p>提案資料作成に際して、事業対象地平面図のCADデータをいただけるか。</p>	<p>事業対象地平面図のCADデータが必要な場合はご連絡ください。</p>
4	地中埋設状況について	<p>対象事業地内にキュービクルやハンドホール等の設備があるが、事業対象地の地中埋設物の状況を教えてほしい。</p>	<p>埋設状況の分かる図面をHP上にアップします。</p>
5	施設整備について	<p>参加企業責任にて、実施する事業のために整備した施設や手を加えた現状設備（擁壁・植栽等）は、事業終了後は現状復旧が必要でしょうか。</p>	<p>現状復旧が原則ですが、復旧が現実的ではないものについては、市と協議となります。</p>
6	都市計画道路について	<p>都市計画道路の規制がかかっている範囲について、駐車場を整備することは可能か。</p>	<p>可能です。</p>

到津の森公園南側エントランスへの民間活力導入に関するマーケットサウンディング調査に関する質問・回答書

更新日：令和元年10月8日

No.	確認項目	質問	回答
7	使用料について	設置管理許可使用料について、売店や飲食店とその他施設が複合する場合、使用料の最低額はそれぞれの用途ごとに分けて考えるのか。	施設の主たる設置目的に合わせて使用料を提案していただきます。
8	周辺の整備について	便益施設と園をつなぐ出入口について、市が想定している箇所と違う箇所を提案する場合、通路の整備はどちらの負担となるのか。	整備の役割分担についてもご提案ください。
9	土地の所有について	事業対象地は市の所有する土地か。	事業対象地については全域が市有地です。
10	特定公園施設における収益事業について	広場などの特定公園施設にあたる部分で、イベントなどの収益事業を行う事は可能か。	特定公園施設の運営方法によって許可の種類は異なりますが、都市公園の占用などの許可行為となります。 特定公園施設の活用方法についてもご相談やご提案をしていただければ、許可の方法について市で検討いたします。